

日本電気技術規格委員会（JESC）の設立趣旨及びその規格について

（１）電気事業法に基づく技術基準は、公共の安全確保、電気の安定供給の観点から、電気工作物の設計、工事及び維持に関して遵守すべき基準として、電気工作物の保安を支えています。しかし、急速な技術進歩に対応するため、新技術を適切に評価することによる技術基準の迅速な改正や民間規格の積極的活用により、電気工作物の保安確保、電気関連事業の一層の効率が求められるようになってきました。また、国境を越えた経済の発展により各国の規格についても国際的な整合が求められることとなってきました。こうした状況を踏まえ、電気事業法の経済産業省令である、発電用水力設備、発電用火力設備、発電用風力設備及び電気設備の各技術基準が、平成９年３月に改正公布され同年６月から施行されました。

（２）この改正により、それまで遵守すべき技術的要件を詳細に規定していた技術基準が、達成すべき目的、目標のみを記載する性能規定化された基準となり、具体的な資機材、施工方法等の規定は、同年５月に資源エネルギー庁が制定した「技術基準の解釈」（「発電用水力設備、発電用火力設備及び電気設備の各技術基準の解釈について」）に委ねられることとなりました。「技術基準の解釈」は、行政手続法に基づく審査基準として位置付けられ、また、経済産業省令の技術基準に定められた技術的要件を満たすべき技術的内容の一例を具体的に示したものと位置付けられたことにより、経済産業省令の技術基準と比較して改正が非常に容易となりました。また、公平性、透明性、中立性を有した民間の委員会にて制定された民間の規格であれば、この「技術基準の解釈」に引用されることが可能となったため、技術基準に民間の技術的知識、経験等を迅速に反映する道が開かれることとなりました。

（３）このようなことから、「技術基準の解釈」への引用の前提となる民間規格を審議、承認する公正、中立、透明性のある委員会として、日本電気技術規格委員会（以下「JESC」という）が平成９年６月に設立されました。この委員会は、民間が自主的に運営する委員会として、学識経験者、消費者団体、規格作成団体、規格運用団体等から選任された委員などで構成され、下部組織として関連団体の代表で構成する事務局会議、財務委員会、関係事務局会議が設けられ、委員会運営等の支援を行っています。また、技術的事項の審議、規格案の作成等を行うための各専門部会が関係団体に設けられ、ここで上記委員会に上程するための規格基準案の作成を行っています。

（４）この JESC の主な目的は、

- ・ 電気事業法の各種技術基準に係る「技術基準の解釈」に引用を希望する民間規格を制定
- ・ 電気事業法の目的達成のため、民間自らが作成、使用する民間規格を制定、承認
- ・ 制定、承認した民間規格に統一番号を付与し、一般に公開
- ・ 行政庁に対し、制定、承認した民間規格について「技術基準の解釈」に引用を要請
- ・ 技術基準のあり方について、民間の要望を行政庁へ提案
- ・ 規格に関する国際協力を実施

などの業務を行い、これらの業務を通じて、電気工作物の保安確保、公衆の安全及び電気関連事業の一層の効率化に資することとなっています。

なお、JESC が策定・承認した規格のうち、電気事業法の技術基準の解釈に引用を要請した規格は、電気事業法の「水力、火力、電気設備の技術基準の解釈」に引用されています。これら規格の意義を十分ご理解いただき、電気工作物の保安確保等に活用されることを希望いたします。